

第一工場ごみ処理施設プラント更新事業

環境に影響を及ぼす地域に関する基準に
該当すると認める地域を記載した書類

令和6年9月

東埼玉資源環境組合

第1章 事業者の名称及び住所

名 称：東埼玉資源環境組合
代表者の氏名：管理者 福田 晃
所 在 地：埼玉県越谷市増林三丁目2番地1

第2章 対象事業の目的及び概要

2.1 対象事業の名称等

2.1.1 名称

第一工場ごみ処理設備プラント更新事業

2.1.2 対象事業の種類

廃棄物処理施設の設置及びその施設の変更
(埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第一 第6号)

2.2 対象事業の目的

東埼玉資源環境組合（以下、「組合」という。）が設置している第一工場ごみ処理施設（以下、「第一工場」という。）及び第二工場ごみ処理施設（以下「第二工場」という。）は、埼玉県東南部地域5市1町（越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町（以下、「構成市町」という。））から排出される可燃ごみの処理を担ってきた。

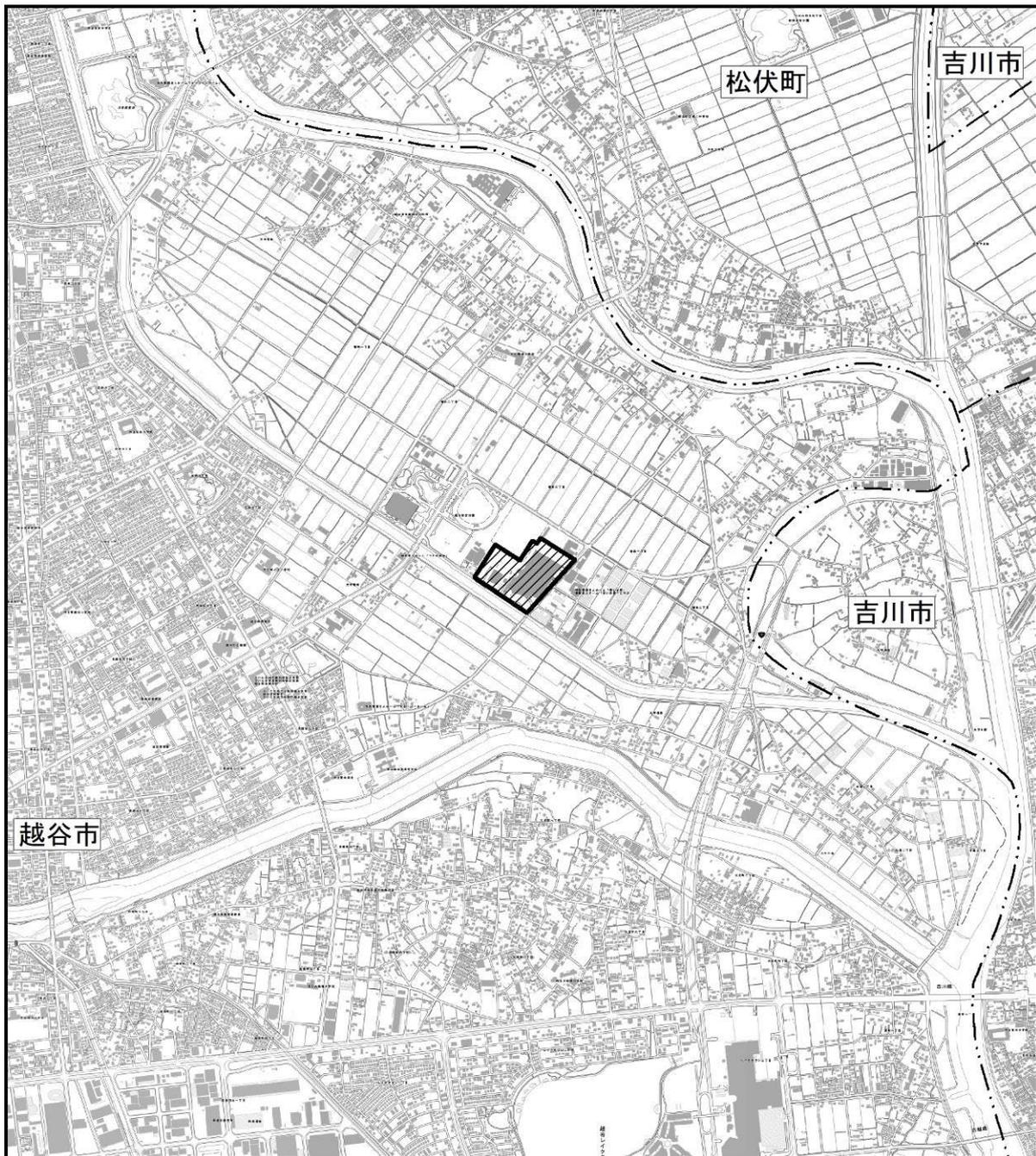
そのうち、第一工場については、平成7年度（1995年度）の稼働後、老朽化が進行していたことから、平成28年度（2016年度）から令和元年度（2019年度）の4年間で基幹的設備改良工事を行い、施設の安定稼働に向けた整備を行った。また、安全かつ安定的な施設の稼働を行うために策定した「第一工場ごみ処理施設長寿命化総合計画」では、延命化目標年度を稼働から38年後の令和15年度（2033年度）とし、現在も延命化を図るための工事を行っている。しかしながら、一般的に廃棄物処理施設は、他の施設と比較して性能低下や摩耗の進行が速く、施設全体としての耐用年数が短いとされており、供用年数は概ね20年から25年程度で廃止を迎える施設が多くなっていることから、今後の稼働については、施設の更新が必要となる。

以上のことから、今後も安心・安全で持続可能なごみ処理を行うため、第一工場の設備更新にかかる事業を推進することとした。

2.3 対象事業の実施区域

本事業における対象事業実施区域（以下、「計画地」という。）の位置は図1に示すとおりである。

本事業は、既存の第一工場の設備更新であり、基本的には既存の第一工場が稼働している組合敷地内で事業実施予定であるが、工事に伴い既存の第一工場周辺に建設機械等の配置が必要となるため、重機作業区域を設け、当該区域は必要に応じて地盤改良等を実施する。そのため、計画地は、図2に示す組合敷地（45,875.44m²）と重機作業区域（13,554m²）とする。



凡 例

 計画地

 市町界



1:25,000



図 1 計画地の位置



凡 例

- 計画地
- 組合敷地
- 重機作業区域



1:5,000

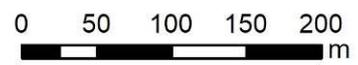


図 2 計画地内の状況

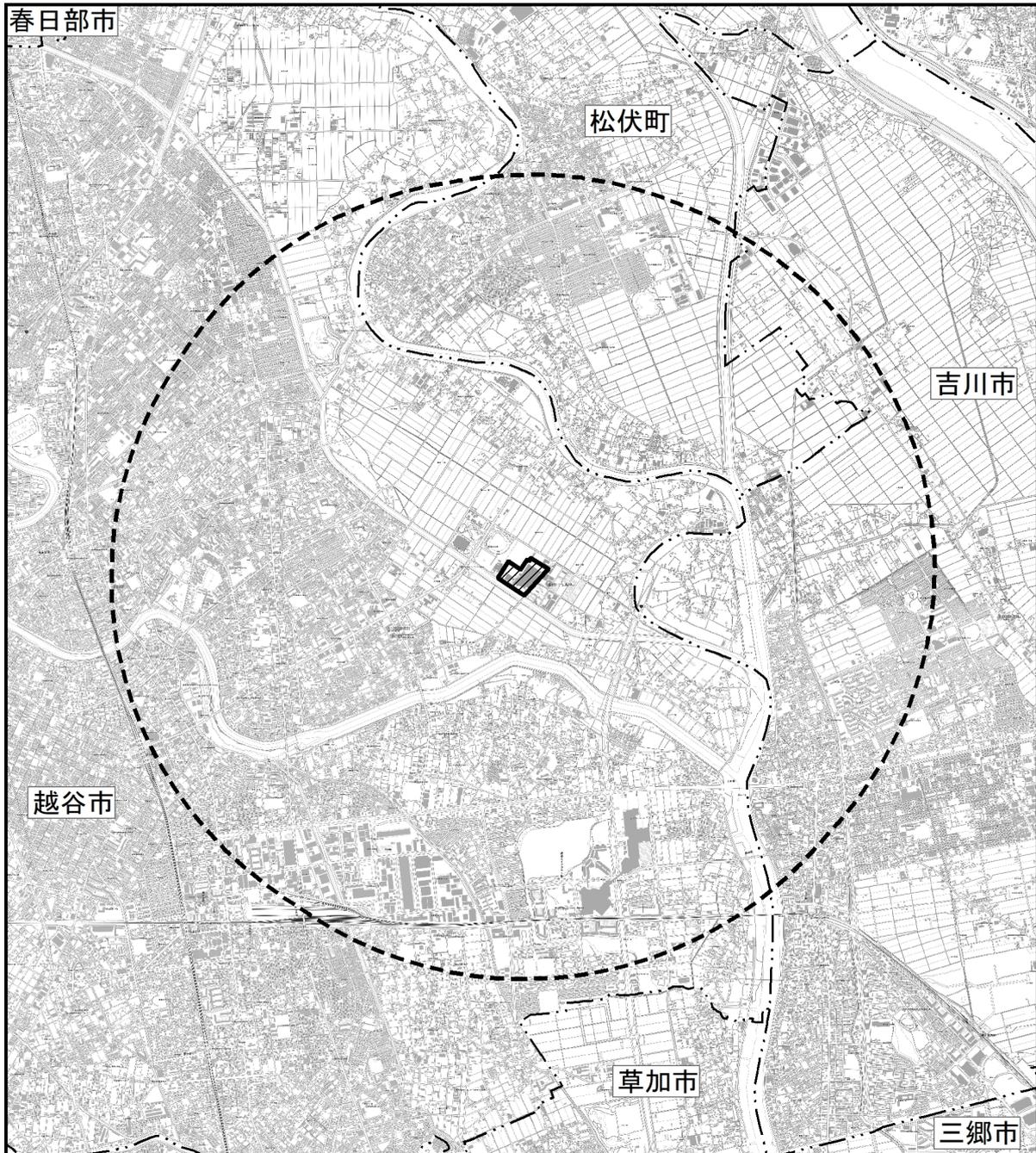
第3章 環境に影響を及ぼす地域

3.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第二」に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲3キロメートル以内の地域」とする。

3.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図3に示すとおりであり、越谷市、吉川市、松伏町の2市1町の一部が含まれる。



凡 例



計画地



計画地より3km



市町界



1:50,000



図 3 環境に影響を及ぼす地域

本書で使用している地形図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 及び電子地形図（タイル）を使用している。
空中写真は、国土地理院撮影の空中写真（2019 年撮影）を使用している。